<2024年度 第2回定例研究会>

セツルメント論における同和地区隣保館の位置 ーマイノリティと住民主体を中心に一

講演:山本 崇記(静岡大学人文社会科学部教授)

日 時: 2024(令和6)年9月24日(火)18時~19時30分

講師の山本崇記氏は、地域・都市社会学、差別・マイノリティ論を専門とし、社会的弱者やマイノリティの視点から地域社会や都市を考察・分析している。講演では冒頭に、山本氏がイギリス滞在時に訪問したトインビーホールにおけるマイノリティコミュニティと住民参加の現状が紹介された。そして、日本におけるセツルメント論の整理と、同和地区隣保館の位置づけの変遷、そして隣保館/セツルメント事業の今日的役割についての報告がなされた。

日本におけるセツルメント

イギリスを源流とするセツルメント運動は、「慈善主義」を克服しようとする宗教者・知識人による「社会改良」であったため、住民主体的側面は弱く、「よそ者」による「教化」的側面を残していた。一方、日本におけるセツルメントは、相互扶助思想=隣保相扶にみられる日本古来の美風の理念にもとづく隣保事業と「合流/近接」しながら展開した点が特徴的であり、のちに部分的に融和(同和)事業の中にも位置づけられていくことになる。山本氏はこの時期を「第一の同和(融和)問題化」としている。

戦前、融和事業を主導した中央融和事業協会の設置・再編の過程においてみられた「反社会的の危険思想が自ら部落の間に醸成」するという見方に対しては、海野幸徳はセツルメントを通じた部落差別の撤廃を主張したが、戦時体制下において隣保事業は著しく弱体化していった。

同和地区隣保館の位置付け

戦後復興期には戦前の隣保館が有していた特色は消失し、「隣保相扶博愛」の精神に基づいて、環境の改善、近隣居住者の教化、指導をなすことを主眼とする、「総合的社会」施設としての定義が強調されるようになった。さらに、同和対策事業特別措置法 (1969年) の時代には社会福祉から隣保館が分岐するようになるが、山本氏はこれを「第二期の同和問題化」と位置づけ、普遍的なものであった隣保館が同和対策事業として特殊化・拡大し、法期限切れ後に一般対策化されることで特殊性は縮小していったと説明する。

隣保館の位置づけは、同和行政の中でも変化しており、特措法下では「部落解放をめざす、地域の

行政ならびに地区住民の自主的組織活動のセンター」であったが、一般施策化後は①一般施策の積極的活用による地域住民の生活自立支援機能、②人権・同和問題解決のための周辺地域の啓発・交流機能、③ボランティアや民間団体等の連携による人権・福祉のまちづくり機能を担うことになった。のちには「人権・同和問題の速やかな解決に資する」という役割も消失することになる。

隣保館/セツルメント事業の今日的役割

隣保館数はピーク時の1997年には977館あったが、現在はおおよそ800館で推移しており、各館は隣保館設置運営要綱(2002年)に基づいて運営されている。隣保館事業に対する厚生労働省の「期待」は維持されているとみられ、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての隣保館と、社会福祉法にもとづく取組との連携が要請されているのが現状である。

報告では、同和地区の隣保館について、研究史上の位置づけの違いについても言及された。社会 (地域)福祉研究の分野では、「セツルメントは民間/不変たるべきもの」という認識から、1960年以降の「同和化」によりセツルメントとしては衰退したという認識が多くみられ、隣保館の公営化・同和化には批判的な見解であるという。また、初期の地域福祉研究においては、隣保館を同和地区における住民参加や部落解放運動の拠点として位置づけた研究はみられるが、住民主導のパラドキシカルな実態には言及がないと評価する。

部落問題研究においては、2023年に部落解放・人権研究所が実施した全国調査では、隣保館について「部落問題解決のための施設の活性化」という語りが強くみられるという。さらに、マイノリティコミュニティとセツルメントの関係性に関わる近年の研究動向として、社会問題解決志向の実践的研究であるセツルメントソシオロジーが紹介された。

コメントにかえて

当日の参加者は12名であった。質疑は人権・福祉・教育と地域共生社会、まちづくりの可能性について提示されたこともあって、社会福祉からみた隣保館の位置づけや住民の主体性について議論が特に集中した。

なお、研究会終了後、山本崇記「総論 隣保館の現在地「小さな隣保館の挑戦」」(『部落解放』862 号、2024年11月号)が発表された。研究会の内容とも関連する論考であり、関心を持たれた読者は合わせて参照されたい。

(研究会報告担当者: 矢野治世美)